

令和3年度 山形市認可保育所等利用案内(2号・3号認定用)

☆受付期間☆

●令和3年4月の利用開始を希望する方…令和2年10月1日(木)～10月30日(金)

(同申請で令和3年1～3月の利用開始を希望することも可能です)

※申請内容の変更等は令和2年11月5日(木)まで

●令和3年5月から12月までの利用開始を希望する方…令和3年2月～利用希望月の前々月末まで

この案内は、保育所等（認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、家庭的保育事業）の利用申請や教育・保育給付認定に関する手続き等について記載しています。申請の前に内容をよくご確認ください。

1. 認可保育所等を利用できる方

保護者及び小学校就学前の児童が山形市民であり、次の①～⑧によりご家庭で保育をすることが困難であると認められる方。

認定事由	保護者の状況	利用できる期間
① 就労	会社や自宅を問わず月64時間以上働いている	就学前まで（最長）
② 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要である	産前産後の各8週間程度
③ 疾病・障がい	疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいがある	必要な期間
④ 介護	同居の親族等を常時介護（看護）している	
⑤ 災害復旧	災害（地震・風水害・火災等）の復旧にあたっている	
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	90日間（最長）
⑦ 就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学期間中
⑧ その他	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間
	その他、やむをえない事情があると市長が認めるとき	

※ 就労時間が月64時間に満たない場合は、就労を理由に利用することはできません。

※ 就労内定、就学予定の方は、就労（就学）開始日の1か月前から希望することができます。

※ 育児休業から復帰される方は、復帰日の1か月前から希望することができます。

2. 施設の種類の

利用申請が可能な施設は以下のとおりです。開所時間、休所日、対象年齢（月齢）などは施設により異なります。各施設の詳しい情報は、別冊『令和3年度山形市保育所等施設一覧・施設紹介』を参照してください。なお、各月の受入可能人数については、山形市公式ホームページで公表しています。申請の際にご確認ください。

施設の種類	対象年齢	施設の概要
認可保育所（公立・民間立）	0歳～就学前	保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する施設
認定こども園 （保育部分のみ）		幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設 3歳未満児は保育、3歳以上児には教育・保育を提供
	教育・保育認定3号あり	満3歳～就学前
	教育・保育認定3号なし	
小規模保育事業	0歳～	定員が6～19人の比較的小規模な環境のもと、きめ細やかな保育を実施する施設
家庭的保育事業	3歳になる年の年度末	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施する施設

※ 幼稚園、認定こども園の教育部分、認可外保育施設を利用希望の方は、各施設へ直接お申込みください。

※ 保育方針や利用者負担額以外にかかる費用（延長保育料、教材費等）は施設により異なりますので、できるだけ事前に施設の見学を行ってください。なお、見学の申込については各施設に直接お問い合わせください。

3. 教育・保育認定について

認可保育所等を利用するには、**教育・保育認定**を受ける必要があります。保護者の方がご家庭で児童を保育することが困難であり、保育の必要性があると認められた場合は、申請からおおむね1か月以内に次の区分により山形市から『子どものための教育・保育 支給認定証』（以下、認定証）が交付されます。

区分	年齢	利用できる施設	保育時間
2号認定	満3歳以上	認可保育所、認定こども園（保育部分）	● 保育標準時間 （各施設の開所時間から最大11時間/日） 就労時間:月120時間以上
3号認定	満3歳未満	認可保育所、認定こども園（保育部分）、 小規模保育事業、家庭的保育事業	● 保育短時間 （最大8時間/日 8:30~16:30） 就労時間:月64時間以上120時間未満

※ 4月利用開始（1~3月利用開始も含む）希望の方の場合、市の認定事務が集中する期間となるため、認定証は利用調整の結果と同時期に送付いたします。

※ 認定証の送付は、施設利用の内定等を意味するものではありません。

※ 届いた認定証は大切に保管してください。

<認定状況の変更について>

認定証の内容に変更が生じた場合（仕事を退職された等）は、認定変更の手続きが必要となりますので、速やかにご連絡ください。なお、認定は月単位で行うため、認定が変更になるのは申請をいただいた翌月からとなります（月途中の認定変更はできません）。

4. 利用者負担額(保育料)について

(1) 算定の根拠となる税額と利用者負担額（保育料）

3歳以上児は、利用者負担額が無料となります。ただし、食材料費等は保護者負担となります。

3歳未満児は、原則、保護者（父・母分）の「市町村民税」を合算した額により利用者負担額を算定します。世帯の状況により、同居の祖父母等の分も含める場合があります。

詳しくは、別紙「保育認定を受けた子ども（2号・3号）の保育料（月額）」を参照ください。なお、年齢は誕生日時点ではなく、4月1日時点の年齢により算定されます。

(2) 切り替えの時期と算定の対象となる税額の年度

月	4月~8月	9月~3月
年度税額	令和2年度市町村民税所得割課税額で算定	令和3年度市町村民税所得割課税額で算定
年所得	平成31年1~4月、令和元年5~12月分の所得	令和2年1~12月分の所得
課税される市町村	令和2年1月1日時点で住民票のある市町村	令和3年1月1日時点で住民票のある市町村

(3) 保育標準時間と短時間

教育・保育給付認定の保育標準時間・保育短時間の認定区分も利用者負担額に反映されます。認定状況が変わる際、利用者負担額も変わる場合がありますので、速やかに認定の変更申請をお願いします。

(4) 保育料以外にかかる費用

延長保育をご利用の場合、別途料金が発生します。また、施設により教材費等の実費がかかる場合がありますので、詳しくは事前に各施設にご確認ください。

(5) 市町村民税の確認方法

市町村民税は、各市町村課税担当課より送付される「給与所得に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収額の決定・変更通知書」または、「市町村民税・都道府県民税納税通知書」をご確認ください。「市町村民税」欄の「所得割額」が算定根拠の金額になります。なお、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除がある場合は、控除前の「所得割額」が算定根拠の税額になります。

5. 申請に必要な書類

(1) 令和3年度施設型給付費・地域型給付費教育・保育給付認定申請書兼児童台帳(2・3号用)

※ 必ず押印の上、以下の書類を添えて提出してください。

(2) 母子手帳

※ 受付時の確認のみ(郵送の場合は、直近の定期健診の結果がわかる頁と予防接種の記録の頁の写しを添付してください。)

(3) 保育の必要性を証明する書類(父母それぞれ必要)

次の表の中から該当するものを提出ください(○は必須、△は場合によって必要)。

チェック欄

必要書類 (★:市様式あり)		就労(内定)証明書 (直近3か月以内に作成されたもの)	税書類等の写し (申告書・源泉徴収・開業届等)	母子手帳の写し (出産予定日のわかるもの)	申立書(疾病・介護)	医師の診断書	状況確認書類等 (介護保険証・障がい者手帳等の写し)	求職活動状況確認書	在学証明書及び時間割等 (受講決定通知書等も含む)	父	母
保護者の状況											
就労	外勤(内定含む)	○★									
	自営(予定含む)	○★	○								
妊娠・出産				○							
疾病・障がい	疾病				○★	○★					
	障がい					△★	○				
介護					○★	△★	○				
求職活動								○★			
就学(職業訓練含む)									○		
その他		家庭で保育ができない旨を証明する書類									

※ ★印の付いているものは、必ず市指定の様式にて提出してください。

※ 自営業・農業従事者・親族経営の会社に勤務の方は、事業をしていることが分かる書類(税の申告書・開業届・営業許可証・出荷証明書など)を追加で提出してください。

(4) 個人番号(マイナンバー)申告書

詳しくは別紙「個人番号(マイナンバー)申告書について」をご確認の上、提出してください。なお、家庭から2人以上の児童が同時に利用を申し込む場合は、それぞれのお子さんごとにこの申告書を提出してください。

(5) ご家庭の状況を証明する書類(該当する方のみ)

ご家庭の状況	必要書類
お子さんが認可外保育施設・山形市外の認可保育所等・幼稚園(認定こども園1号認定含む)の預かり保育を利用している	保育料の領収書等、施設の利用が確認できる書類の写し
ひとり親家庭である または係争中である	戸籍全部記載事項証明書(離婚歴の記載があるもの) または係争中であることの証明の写し
生活保護を受給している	生活保護受給証明書の写し
ご家族(市内在住の別居家族を含む)に障がいのある方、介護を必要とする方がいる	介護保険被保険者証、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証等の写し
山形市に転入予定である	転入予定者申立書★

一上記の他にも、申請された内容に応じて、書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

6. 申請内容に変更があった場合

申請書や提出した書類等の内容（世帯構成・住所・保育状況・就労状況・家庭状況等）に変更があった場合は、保育育成課までご連絡ください。

なお、利用調整後に申請内容と実際の家庭状況及び保育を必要とする状況等に相違があると判明した場合には、施設の利用内定が取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。希望する保育施設の変更や申請自体を取り下げる場合も、必ずご連絡ください。

7. その他

<出生前仮受付>

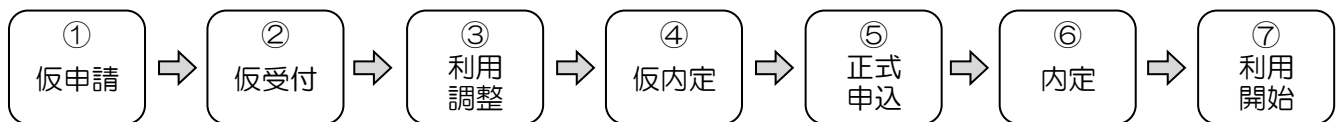
お子さんが生まれる前でも、認可保育所等の利用を仮申請することができます。

仮申請をする場合、申請書のお子さんの名前は空欄で申請していただき、お子さんが生まれた後、母子手帳を添えて『正式申込依頼書』を保育育成課まで提出してください。

※仮申請を郵送で行う場合は、分娩予定日のわかる頁の写しを添付してください。

【仮申請～施設利用までの流れ】

- ・令和3年3月5日までに生まれる予定のお子さんで4月からの利用開始を希望する方
…通常の4月からの利用開始を希望する方と同様に申請してください。
- ・令和3年5月以降の利用開始を希望する方
…別紙『令和3年度申請書の受付日について』をご確認ください。



※仮内定での施設利用はできません。必ず、『正式申込依頼書』を提出してください。

<転園を希望される方へ>

現在施設を利用されている方で転勤や引越し等の理由により他施設への転園を希望される場合は、新たに申請をしていただく必要があります（育児休業中の継続利用をしている方は転園を申請することはできません）。なお、他施設への転園が内定した場合、転園を辞退しても現在利用中の施設へ戻ることはできませんので、ご注意ください。

<求職活動のために申請される方へ>

求職活動のために施設を利用される場合、保育時間は「保育短時間」での認定となり、認定期間は最大90日間（3か月間）に限られます。なお、利用保留の状態でも3か月間の認定期間が切れてしまう場合は、90日（3か月）ごとに申請の更新手続きをし、認定期間の延長をする必要があります。

<育児休業にともなう継続利用について>

お子さんの認可保育所等の利用中に、下のお子さんを出産され、育児休業を取得される場合、育児休業開始日から1年以内に限り育児休業中の継続利用が可能です。

※上のお子さんの継続利用期間満了日以降の日に、保育所等の申込をしているにもかかわらず、下のお子さんが保育所等の利用ができない場合は、申請により継続利用期間を下のお子さんが1歳6か月になる月まで延長できます。また、1歳6か月の時点で保育所等の申込があり、利用が出来ない場合も、申請により満2歳まで延長できます。

※ 育児休業にともなう継続利用中は、他施設への転園をすることができません。

山形市役所 保育育成課 こども第一係・第二係・第三係
〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25
TEL : 023-641-1212(内線 573.536.572)
MAIL : hoiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp